

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月 6日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 21日 午前 9時00分から 令和 8年 1月 28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 2月 3日 午前10時00分 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 2月 18日 午前11時00分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 2月 4日 午前10時00分から 令和 8年 2月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 440, 000 6, 752, 000	一括	1, 688, 000	38, 837	10, 018
1	2, 470, 000				
2	5, 970, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目 |
| | 地 番 | 571番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目571番地16 |
| | 家屋 番号 | 571番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.90平方メートル
2階 39.66平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 居宅・作業所 |



物 件 明 細 書

令和 7年11月19日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 橋 本 輝 明

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目 |
| | 地 番 | 571番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目571番地16 |
| | 家屋 番号 | 571番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.90平方メートル
2階 39.66平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 居宅・作業所 |



令和7年（ケ）第105号
令和7年7月16日受理
令和7年9月4日提出
（評価人 大和田公一）

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林 崎 雄 彦 (印)

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目 |
| | 地 番 | 571番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目571番地16 |
| | 家屋 番号 | 571番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.90平方メートル
2階 39.66平方メートル |



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	東京都東久留米市下里五丁目18-17		
土 地	物件1		
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件2		
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種 類：居宅・作業所 ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある 種 類： 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（ 2 枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	1 立入調査の日は、仕事で外出している予定なので、不在になると思う。 2 印刷所は活動しておらず、本件建物は、居宅としてのみ使用している。 (令和7年7月22日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及びライフライン照会結果から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。
- 3 本件建物1階西側部分の室内には、印刷用と思われる機械が存在した。床板を加工したうえで機械を設置しており、不動産との定着性が高いものと観察されたので、建物の種類に関し、公簿上の記載と一致しないものとして報告する。

以上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 7 月 17 日 : - :	当庁	ライフライン照会書郵送
令和 7 年 7 月 22 日 8 : 10 - 8 : 25	物件所在地	物件特定, 物件概況調査, 外観写真撮影, 関係人から陳述聴取, 臨場日時通知書手交
令和 7 年 8 月 4 日 : - :	当庁	不動産登記情報取得
令和 7 年 9 月 1 日 9 : 30 - 10 : 05	物件所在地	物件調査, 立入(全室)調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

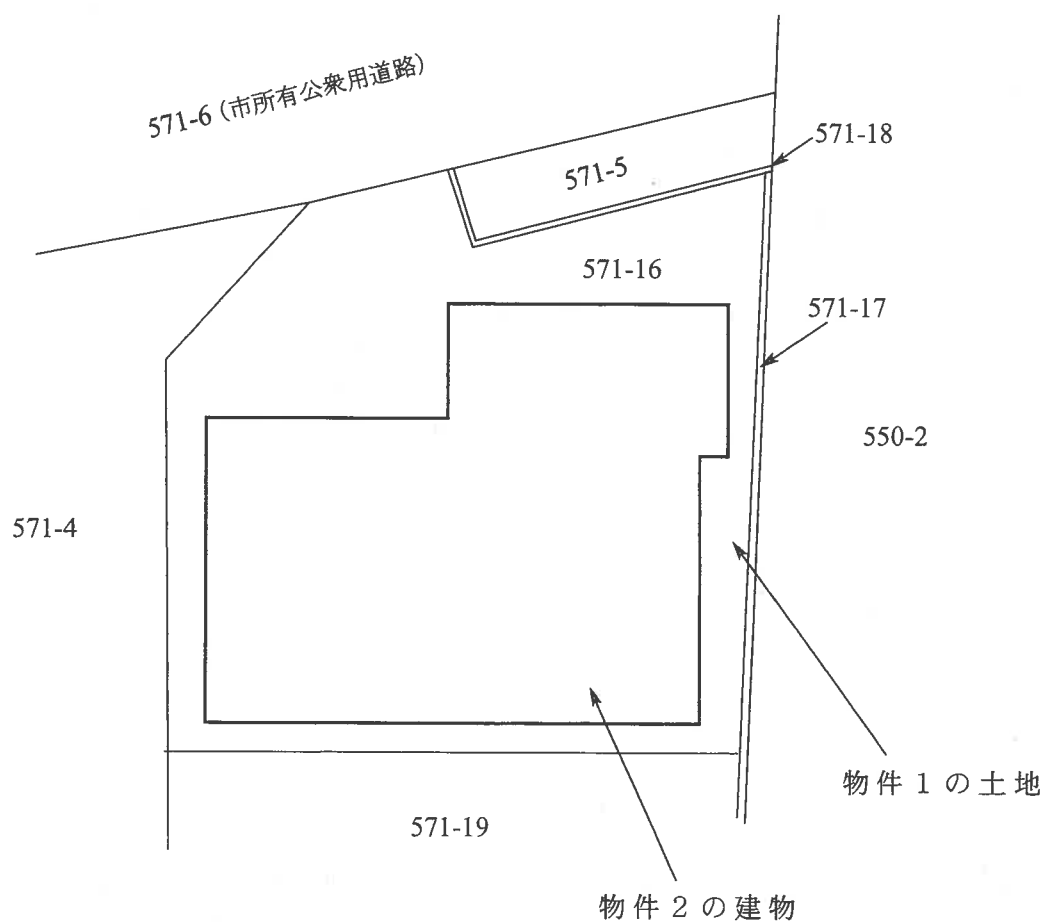
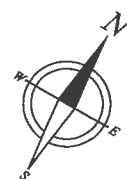
(特記事項)

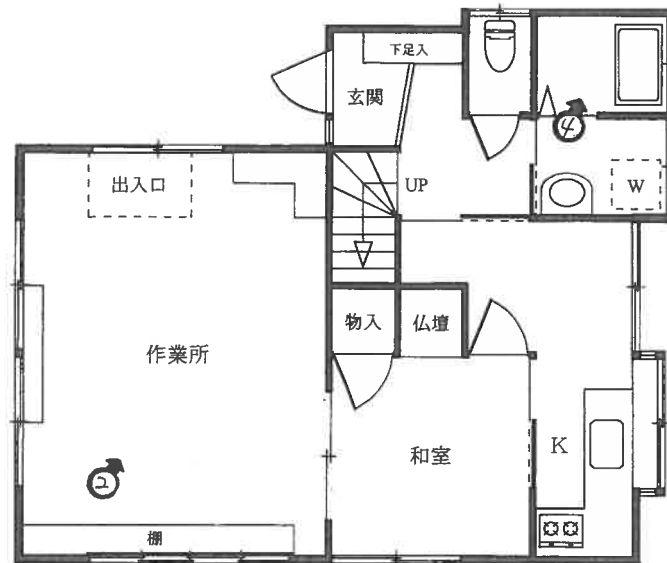
■ 令和 7 年 9 月 1 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Aを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

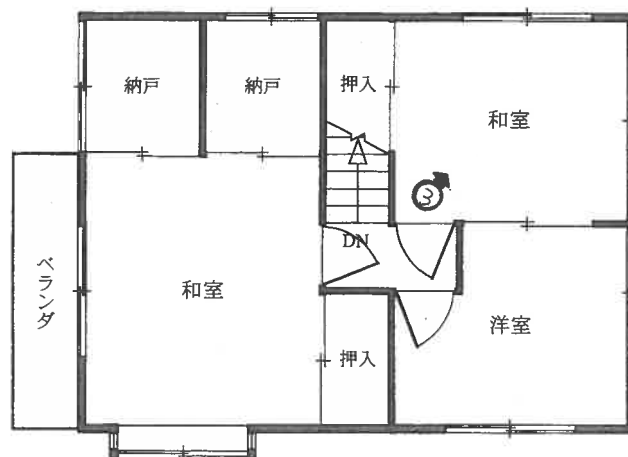
□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)





1 階



2 階

←○ 写真撮影位置 と方向

1



2



3



4



令和7年（ケ）第105号
令和7年9月1日現地調査
令和7年10月29日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 大和田 公一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,440,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,470,000円
物件2（建物）	金 5,970,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		種類：居宅・作業所
番号	特 記 事 項		
	物件2建物は、1階の一部を作業所として利用している。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目 |
| | 地 番 | 571番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 82.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東久留米市下里五丁目571番地16 |
| | 家屋 番号 | 571番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.90平方メートル
2階 39.66平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「清瀬」駅の南西方約2.5km（道路距離）、最寄りバス停まで徒歩約8分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、所沢街道の南側背後に位置し、戸建住宅を中心に、アパート等も介在する住宅地域である。 コンビニエンスストア、スーパーストア、郵便局、公園等は徒歩10分以内、小・中学校、病院等は概ね徒歩10～15分圏に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし（法第22条区域） 第1種高度地区、建築物の高さの限度10m 日影規制（一） 宅地造成等工事規制区域 東京都景観条例（一般地域）
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	82.50㎡ （登記地積） ※地積測量図が存する。 不整形 北西側間口約2.5m・奥行約10m 南西側間口約6.3m・奥行約10m 隅切り部分の間口約3m ほぼ平坦 －
接面道路の状況等	北西側で幅員約6mの舗装市道（※1）とほぼ等高に、及び南西側で幅員約5mの舗装私道（※2）とほぼ等高に接面する角地である。なお、本件土地の所有者は、南西側私道の持分を有していないため、留意を要する。 ※1 建築基準法第42条1項2号、及び42条2項（開発によりセットバック済み） ※2 建築基準法第42条1項2号	
土 地 の 利 用 状 況 等	・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設 （基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている）	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり

土地の履歴等	本件建物の一部は印刷会社であったが、土壌汚染に関連する法令等の調査を行ったところ、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」に係る工場、又は指定作業所としての届出はされておらず、水質汚濁防止法、及び下水道法に基づく特定施設としての届出もない。また、物件1土地は、土壌汚染対策法における要措置区域等には指定されていない。 東久留米市環境政策課で確認したところ、環境確保条例等に係る届出がないことから、同条例第116条の調査については、強制ではなく、自主判断に委ねるとの見解であった（詳細は、東久留米市環境政策課に確認を要する）。 一方、物件1土地の利用状況をふまえ、土壌履歴調査を土壌汚染対策法指定調査機関において行った。 これによると、昭和63年頃から現在まで、対象地には「有限会社原田シール印刷所」が立地しており「当事業所において特定有害物質の使用・貯蔵・埋設等が懸念されるため、当事業所に起因する土壌汚染が存在する可能性は否定できない」との判断が示された。対象地に起因する土壌汚染についての評価は「土壌汚染リスクが高く、土壌汚染状況調査を実施することが望ましい」との調査結果が示された。 したがって、物件1土地の土壌汚染リスクを排除することはできず、上記事業所による土壌環境への影響を正確に把握するためには、専門調査機関による土壌汚染状況調査等の実施を要する。
特記事項	① 敷地南西側の植栽が、道路側にやや越境している。 ② 敷地の北側は旧ゴミ集積所に隣接するが、東久留米市のゴミ収集は、現在は戸別収集に切り替わっている。 ③ 物件1土地は「東久留米市洪水ハザードマップ」の浸水想定区域に指定されている。過去の浸水履歴については、東京都の「水害リスク情報システム」上は、物件1土地における浸水実績はない。 ④ 敷地内には物置（動産）が存した。

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和58年12月1日新築 約42年 経済的残存耐用年数を既に経過していると判定。
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレート葺 モルタル吹付等 塗壁、板張り等 クロス貼り、合板、化粧ボード等 板張り、畳、塩ビシート等 台所、浴室、洗面台、トイレ等 ※設備の動作確認は行っていない。 2階の南西側にベランダがある。
床面積(現況)	1階 52.90 m ² 2階 39.66 m ² 延べ 92.56 m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅・作業所 4K+作業所+納戸 〔1階〕和室、作業所、台所、洗面所、浴室、トイレ等 〔2階〕和室(2)、洋室(1)、納戸(2)等 ※ 2階和室は、床面以外は洋室の仕様であり、元々は洋室であったものと見受けられるが、建物所有者が不在であったため、詳細は不明である。
品 等	中位の下	
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	・建物所有者が本建物を居宅として使用している。 ・占有減価等の要因はない。	

特 記 事 項	① 本件建物の所在地において、昭和58年11月に確認済証の発行記録があるが、台帳記載事項証明に記載された敷地面積、建築面積、延べ面積は、いずれも本件の土地建物の面積と異なっている。また、検査済証の発行記録はない。 一方、物件2建物の現況床面積は、法令上認められる建蔽率・容積率を上回っていることに加え、一部を作業所として利用しており、法令違反である。したがって、再建築に際しては同様の規模の建物は建築できないため留意を要する。 ② 建物外部は、過去に外壁塗装を行った形跡があるほか、耐震補強金物が設置されているが、基礎の一部にコンクリートの剥離等も観察され、全体的に経年に伴う老朽化、劣化が認められる。 ③ 室内は、1階廊下や台所、作業所の床が緩んでいるほか、床面の汚れや損傷が観察された。また、建具の劣化、内装の汚れや劣化、台所の顕著な汚れや設備の陳腐化等も観察され、老朽化している。 なお、家財道具や私物が多いため、詳しく観察出来なかった箇所があるほか、建物所有者が不在であったため、給排水の状態やその他の設備・建物の不具合、雨漏りの有無については聴取できず不明である。 ④ 建物の建築年からすると、建材にアスベストが使用されている可能性を否定することができないが、アスベストについては、専門調査会社等による調査を行わなければ詳細が分からないため留意を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	178,000円/㎡	× 1.03	× 82.50㎡	× 0.85	= 12,860,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格 : 下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 基準地 (東久留米-2) 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 176,000\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{102}{100} & \times \frac{100}{104} & \times \frac{100}{97} & = & 178,000\text{円}/\text{㎡} \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正 : 令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正 : 方位(南西) +4% 基準地の標準化補正を考慮(北方位を標準)。

地 域 格 差 : 基準地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差 : 下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- ・角地 +3%
- ・道路方位(南西) +4%
- ・形状 -3%
- ・南西側私道の持分を有しない -1%

$$\text{相乗積} (1.03 \times 1.04 \times 0.97 \times 0.99 \doteq 1.03)$$

$$\text{個別格差} : 1.03$$

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 敷地と建物の適応状態を考慮した結果、-15%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法、及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	180,000円/㎡	× 92.56㎡	× 0.02	= 330,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：建築後約42年になる建物であり、建物の現況（一部作業所を含む）、建物の保守管理の状況（建物内部の汚れ・損傷・老朽化等が多数認められる）等の物理的要因による減価、間取りの旧式化、設備の旧式化・陳腐化等による機能的要因による減価、検査済証の発行記録が無く、建物の遵法性が確認できない築年数の古い中古建物の市場性等の経済的要因による減価を考慮した結果、取引市場においては既に経済的残存耐用年数を経過しているものと判定される。よって、残価率相当である2%をもって建物の現価率と判定した。

・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。

残価率	2%
経過年数	約42年
経済的残存耐用年数	—
観察減価率	—

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	12,860,000円	× 0.7	法定地上権	= 9,000,000円

ア 建付地価格：前記1.①.オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
1	12,860,000円	－ 9,000,000円		×0.8	×0.8	= 2,470,000円
2	330,000円	＋ 9,000,000円	×1.0	×0.8	×0.8	= 5,970,000円
一括価格（合計）						8,440,000円

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2.①.ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1土地の土壌汚染リスク、物件2建物内に印刷機械や資材等が存し、これらが残置された場合の処分等に対するリスク、その他のリスク要因を総合的に検討した結果、土地建物一体として市場性の減退が生じると判定し、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 基準地 (東久留米-2) 】

価 格 時 点	令和7年7月1日
所 在 ・ 地 番 「 住 居 表 示 」	東久留米市下里二丁目1013番19 「下里2-11-3」
1 m ² 当たりの 価 格	176,000円/m ²
地 積	110m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	南西5m市道
交通施設との接近状況	「清瀬」駅 2,400m
法 令 上 の 制 限	第一種低層住居専用地域(40,80)、高度地区
周辺土地の利用の現況	一般住宅のほか周辺には農地も残る住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

位置図

最寄り駅

対象不動産

基準地-2

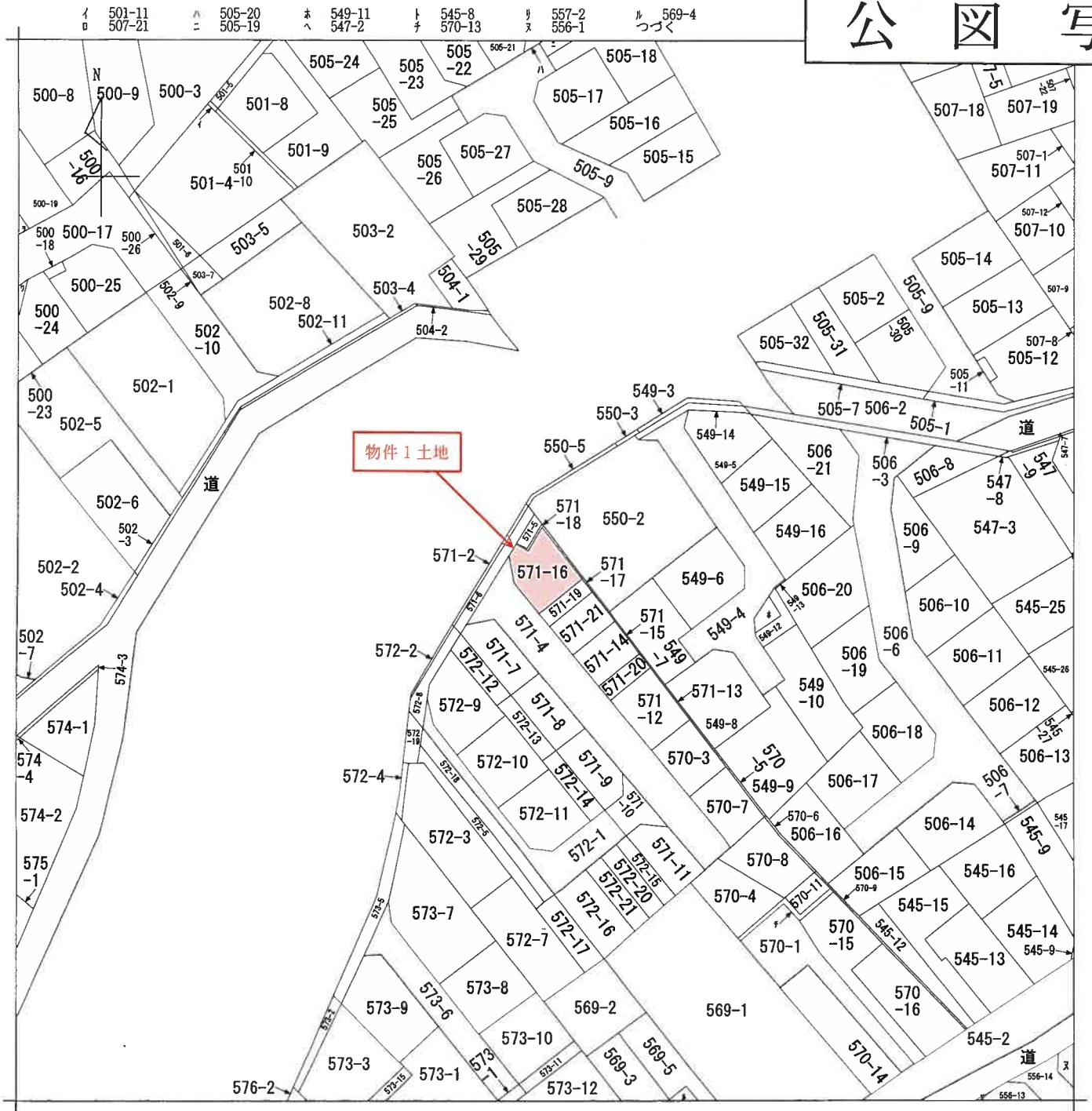
東久留米市

縮尺 1/10,000

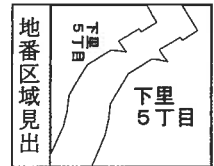
株式会社 昭文社 発行
都市地図より複製

A3をA4に縮小

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	東久留米市下里五丁目				地 番	571番16			
出 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和45年6月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月28日
東京法務局田無出張所
登記官

A 3 を A 4 に縮小

請求番号：16-1
(1/2)

令和7年7月28日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

地積測量図

地番	571-16, -19,
土地の所在	東久留米市下里5丁目

① 571-16 (物件1土地)

2.92 x 1.29 =	3.7668
4.95 x 1.62 =	8.0190
8.24 x 5.09 =	41.9416
10.62 x 3.66 =	38.8692
11.28 x (1.18+5.24)=	72.4176
2S =	165.0142
S =	82.5071

② 571-19

9.76 x (2.72+2.68)=	52.7040
S =	26.3520

地 積

① 571-16,	82.50 m
② 571-19,	26.35 m

1806745

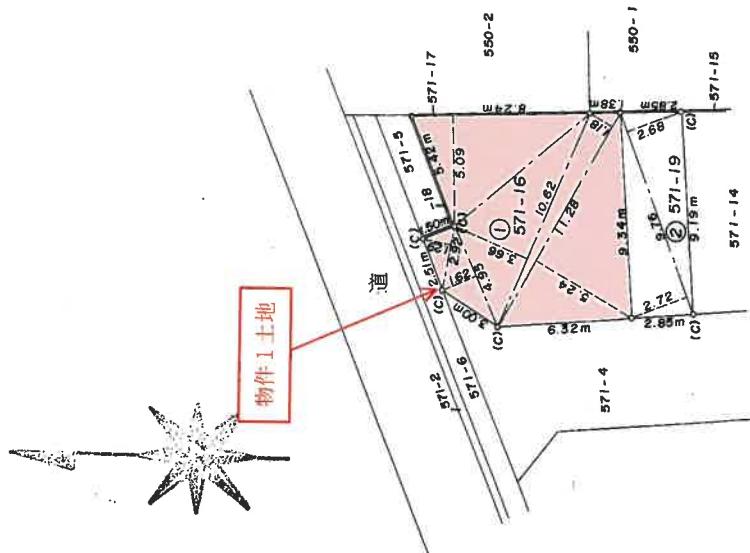
1806745

(昭和58年12月3日作製)

申請人

縮尺

1/250



(C) コンクリート境界石

(東京土地家屋調査士会用紙)

昭和五十八年十二月五日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月28日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

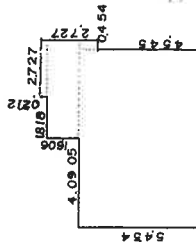
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 571-16-2

建物の所在 東久留米市下里5丁目571番地16

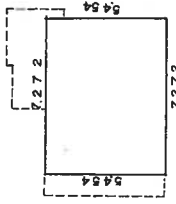
老階平面図



建築表

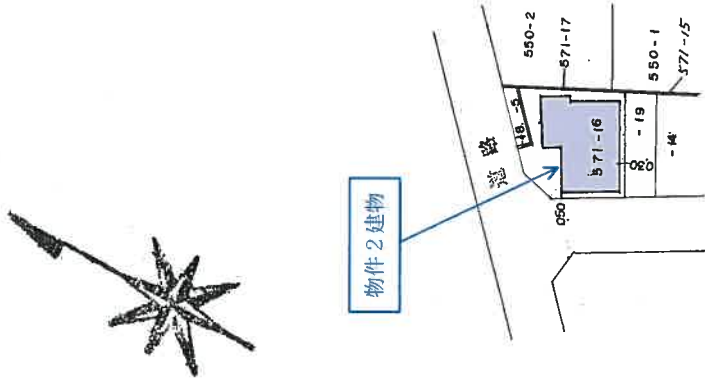
2.727 X 0.212 = 0.578124
4.545 X 1.606 = 7.299270
0.454 X 0.909 = 0.412686
5.454 X 8.181 = 44.619174
合計 52.909254
床面積 529.0m2

式階平面図



求積表

7.272 X 5.454 = 39.661488
床面積 39.66m2



5806551

作製者 土地調査士 家屋

(昭和59年3月26日作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(東京土地家屋調査士会用紙)

昭和五十九年三月二十七日